

議案第103号 令和4年度大津市一般会計の決算の認定についてのうち、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の所管する部分について

令和4年度一般会計のうち、

総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局に関する決算の状況につきまして、「主要な施策の成果説明書」に基づき、説明させていただきます。

はじめに、「歳入の部」から、ご説明いたします。

17 ページをお願いいたします。

まず、款1 市税の全体についてです。

市民税は、個人市民税が、個人所得水準の上昇や納税義務者数の増加傾向を背景に、法人市民税が、法人の事業活動が回復基調となったことなどにより、共に増収となりました。

また、固定資産税及び都市計画税は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置が終了したことなどにより、全体として増収となりました。

滞納繰越分につきましては、滞納整理並びに債権管理の適正化を推

進し、市税収入全体としては、537 億 1100 万円余りとなり、前年度比約 4.6%増となる 23 億 5800 万円余りの増収となりました。

主な税目について、順次ご説明いたします。

項1 市民税ですが、

全体の収入済額は 257 億 400 万円余りで、前年度より 17 億 400 万円余りの増収となりました。

内容説明欄の、目1 個人市民税の現年課税分は、223 億 7800 万円余りの収入済額となりました。これに滞納繰越分を含めた個人市民税の合計は、225 億 6800 万円余りとなり、納税義務者数が増加したことなどから、前年度比約 7.9%増となる 16 億 5300 万円余りの増収となりました。

目2 法人市民税の現年課税分は、31 億 3200 万円余りの収入済額となりました。これに滞納繰越分を含めた法人市民税合計は 31 億 3600 万円余りとなり、法人の事業活動が回復基調となったことなどにより、前年度比約 1.7%増となる 5000 万円余りの増収となりました。

18 ページをお願いいたします。

項2 固定資産税は、全体の収入済額が 200 億 400 万円余りとなりました。

内容説明欄の、目1 固定資産税 は、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入済額が 198 億 6500 万円余りで、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の負担軽減措置が終了したことなどにより、前年度比約 2.0%増となる 3 億 9300 万円余りの増収となりました。

目2 国有資産等所在市町村交付金は、前年度とほぼ横ばいの 1 億 3800 万円余りとなりました。

18 ページから 19 ページにかけての

項3 軽自動車税は、全体の収入済額が 7 億 5400 万円余りで、前年度比約 6.3%増となる 4400 万円余りの増収となりました。

内容説明欄の、目 1 環境性能割は、前年度比約 73.1%増となる 4100 万円余りとなりました。

目 2 種別割は、買い替えにより高税率の車両の割合が増えたことから、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入済額は 7 億 1200 万円余りで、前年度比約 3.9%増となる 2600 万円余りの増収となりました。

項4 市たばこ税は、加熱式たばこの本数換算の増加などから、販売本数は前年度比約 2.4%増となる 660 万本余りの増加となり、収入済額は 18 億 4300 万円余りで、前年度比約 6.4%増となる1億

1100 万円余りの増収となりました。

項 7 入湯税は、収入済額は 6500 万円余りで、新型コロナウイルス感染症の影響による入湯客数の低迷が続く中、宿泊客等の回復の傾向が見られ、前年度比約 30.5%増となる 1500 万円余りの増収となりました。

19 ページ下段から 20 ページにかけての

項 8 事業所税は、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入済額は 14 億 6900 万円余りで、前年度比約 1.1%増となる 1500 万円余りの増収となりました。

項 9 都市計画税は、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入済額が 38 億 6900 万円余りで、前年度比約 1.9%増となる 7300 万円余りの増収となりました。

以上が、市税であります。

次に、款2 地方譲与税であります。

項 1 地方揮発油譲与税は、国税である地方揮発油税の収入額の 42%相当額が、市道の延長、面積の割合により按分されて市町村に譲与されるもので、前年度に比べ約 700 万円の減収となる 1 億 8000 万円余りとなりました。

項2 自動車重量譲与税は、国税である自動車重量税の収入額の

40.7%相当額が、市道の延長、面積の割合により按分されて市町村に譲与されるもので、前年度に比べ約 400 万円の増収となる 5 億 4100 万円余りとなりました。

項 3 森林環境譲与税は、国税である森林環境税の収入額の 88%相当額が、私有林人工林の面積、林業就業者数、人口の割合により按分されて市町村に譲与されるもので、前年度に比べ約 1800 万円の増収となる 7300 万円余りとなりました。

項 4 地方道路譲与税は、記載のとおりです。

以上、地方譲与税全体では、前年度比約 2.1%増となる 7 億 9500 万円余りとなりました。

款3 利子割交付金は、預貯金の利子等に対して課税され、県に納付された県民税の利子割額の 59.4%相当額が、当該市町に係る個人県民税額で按分され交付されるもので、前年度に比べ約 2000 万円の減収となる 3000 万円余りとなりました。

20 ページ下段から 21 ページにかけての

款4 配当割交付金は、株の配当に対して課税され、県に納付された県民税の配当割額の 59.4%相当額が、当該市町に係る個人県民税額で按分され交付されるもので、前年度に比べ約 3600 万円の減収となる 3 億 700 万円余りとなりました。

款5 株式等譲渡所得割交付金は、株の譲渡益等に対して課税され、県に納付された県民税の株式等譲渡所得割額の 59.4%相当額が、当該市町に係る個人県民税額で按分され交付されるもので、前年度に比べ約 1 億 6600 万円の減収となる 2 億 4300 万円余りとなりました。

款 6 法人事業税交付金は、県に納付された法人事業税の 7.7%相当額が、法人市民税の法人税割額と従業者数で按分されるもので、経過措置により前年度に比べ約 1 億 6200 万円の増収となる 7 億 4500 万円余りとなりました。

款 7 地方消費税交付金は、県に納付された地方消費税収入額の 50%相当額が、国勢調査による人口と事業所統計の従業者数により按分され交付されるものですが、平成 26 年 4 月及び令和元年 10 月の地方消費税率引上げ時に引上げられた分については、県に納付された地方消費税収入額の 50%相当額が、全額人口により按分されるものです。

前年度に比べ約 3 億 9800 万円の増収となる 77 億 8800 万円余りとなりました。

款 8 ゴルフ場利用税交付金は、県に納付されたゴルフ場利用税の 70%相当額が、ゴルフ場所在市町に交付されるもので、前年度と比べ

約 400 万円の増収となる 1 億 8300 万円余りとなりました。

款9 環境性能割交付金は、県に納付された自動車税環境性能割額の 40.85%が、市道の延長及び面積により按分され交付されるもので、前年度と比べ約 2300 万円の増収となる 1 億 1700 万円余りとなりました。

款10 国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する演習場等の用に供する土地、建物等に対して交付されるもので、前年度とほぼ同額の 1600 万円余りとなりました。

21 ページ下段から 22 ページにかけての

款11 地方特例交付金は、固定資産税等の軽減措置が終了したこと等から、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金が前年度に比べ約 6 億 600 万円減少したことにより、約 4 億 2,000 万円となりました。

款12 地方交付税であります。

①の普通交付税は、市民税や固定資産税の増額等により、基準財政収入額は増加しましたが、臨時財政対策債振替相当額の減額等により、交付額は前年度に比べ、約 1.0%増加し、約 126 億 8,500 万円となりました。

②の特別交付税は、前年度に比べ、約 0.1%の微増で、約6億9100

万円となり、この結果、普通交付税と合わせた地方交付税の総額は、前年度に比べ約 1 億 2,300 万円増加し、約 133 億 7,700 万円となりました。

23 ページ中段をお願いいたします。

款15 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料、節 1 総務管理使用料のうち、①の建物使用料は、ス及びタ並びにセの一部を除いていずれも総務部所管の庁舎使用に伴う使用料であり、23 ページ下段から 24 ページ上段にかけての②土地使用料は、アからエ及びカが総務部の所管で、庁舎用地等の使用料であります。

28 ページ下段をお願いいたします。

項2 手数料、目1 総務手数料、節1 総務管理手数料のうち

①の総務証明等手数料は、業務委託に関する証明書交付手数料であり、

28 ページ下段から 29 ページにかけての

節2 徴税手数料は、所得証明等の各種税務証明手数料と督促手数料であります。

33 ページ下段から 39 ページにかけての

款16 国庫支出金、項2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務管理費国庫補助金のうち、総務部等に係るものは2つ目の新

型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であり、34 ページ上から5 項目め、38 ページ上から6項目め、7項目め、人事課(職員支援室)の新型コロナウイルス感染防止対策事業、35 ページ上から8項目め、人事課の在宅勤務環境整備促進のためのデジタル田園都市国家構想推進交付金、9項目め、人事課のJR西日本の社員を受け入れた民間事業者出向社員受入事業、36 ページ上から4項目め、市民税課の窓口業務の新型コロナウイルス感染症対策事業、37 ページ上から8 項目め、議会局における新型コロナウイルス感染症対策消耗品購入事業及び9 項目め、オンライン型議会運営事業などの交付金であります。

48 ページをお願いいたします。

款17 県支出金、項 2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 総務管理費県補助金のうち、総務部に係るものは2つ目の移譲事務交付金であり、県条例により知事から移譲された事務に対する交付金で、鳥獣の捕獲に係る許可事務、特別児童扶養手当の認定事務などではありません。

54 ページをお願いいたします。

項3 委託金、目1 総務費委託金、節2 徴税费委託金の県税徴収事務委託金は、個人の県民税を、市民税とともに市が賦課及び徴収していることから、その県民税に関わる事務委託金であります。

節3 選挙費委託金は、令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙、滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員補欠選挙に係る委託金、令和5年4月9日執行の滋賀県議会議員一般選挙の準備事務に係る委託金並びに在外選挙登録事務に係る委託金であります。

55 ページ下段から 56 ページにかけての

款18 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入、節1 土地貸付収入のうち、①の総務部土地貸付収入は、国・県その他に対する計53件の土地貸付収入で、主なものは、国及び京都市は艇庫用地、県関係は小野交番用地です。

56 ページ下段をお願いいたします。

目2 利子及び配当金のうち、節1 利子収入であります。①及び③から⑧までが、総務部が所管する各基金の運用利子収入であります。

57 ページ中段をお願いいたします。

項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入、節1 不動産売払収入のうち、①の総務部不動産売払収入は、未利用地を処分したものです。

目2 物品売払収入、節1 不用品売払代は、不用となった公用車等の売却に伴う収入であります。

款19 寄附金、項1 寄附金、目1 総務費寄附金、節1 財産区等寄附金は、①から④の地区の各自治会が実施する自治会運営事業等に

対する支出の原資とするため、それぞれ、村中名義の財産会計から、寄附金を収入したものであります。

58 ページ下段をお願いいたします。

款21 繰越金 項1 繰越金は、令和 3 年度の決算剰余金及び令和 3 年度から令和 4 年度への繰越事業に伴う繰越一般財源であります。

58 ページ下段から 59 ページをお願いいたします。

款 22 諸収入、項1 延滞金、加算金及び過料、目1 延滞金、節1 延滞金のうち、①延滞金は、市税に係る延滞金を収入したものであり、

項2 市預金利子は、出納室で所管する歳計現金等の保管に伴う預金利子及び運用に伴う利子収入であります。

項4 雑入、目1 滞納処分費、節1 滞納処分費は、相続財産管理人選任事件に伴う申立予納金を滞納処分費として返還を受けたものです。

目2 弁償金、節1 弁償金のうち、①は、原動機付自転車標識紛失に係る弁償金です。②は、平成23年度に発覚した退職所得に係る市県民税の業務上横領事件の弁償金です。

目4 雑入、節1 議会費雑入は、タブレット端末通信料議員負担金であります。

節 2 総務費雑入のうち、④及び⑦から⑯までが、総務部に係る歳入

であります。主なものは、職員健康診断、システム、テレワーク、庁舎維持管理等に係る企業局等からの分担金、県消防学校への職員派遣費、会計年度任用職員等の雇用保険に係る本人負担金、公用車に係る自賠責保険の解約金等、市有建物の事故等に対する共済金などです。

62 ページの中段をお願いいたします。

節10 その他雑入のうち、②の総務部その他雑入の主なものは、

総務課では、会計年度任用職員雇用に係る負担金等、

人事課では、滋賀県東京本部等への派遣職員の職員宿舍使用料等、

管財課では、施設の一部解体に伴う建物損害共済分担金の解約返戻金等、

市民税課では、軽自動車税申告書取扱事務費負担金の精算金、

収納課では、市県民税の配当所得割額・株式等譲渡所得割額控除超過額の返還金

出納室では、指定金融機関及び総括出納取扱金融機関の総括事務取扱経費に係る負担金等です。

64 ページの中段をお願いいたします。

款23 市債 項1 市債であります。

令和4年度の発行額は、総額84億7,450万円となり、前年度に

比べて、41億850万円下回りました。

このうち、土木債では大谷1号橋補修工事委託業務などの道路等整備事業や比叡平調整池浚渫事業などの自然災害防止事業により2億3,730万円、消防債では中消防署移転新築事業の進捗により1億9,400万円、教育債では小中学校の長寿命化改良やトイレ改修事業の進捗により3億5,320万円、前年度に比べそれぞれ増加しました。一方で、衛生債ではごみ処理施設改築更新事業の進捗により24億6,160万円、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債において、24億2,270万円、前年度に比べそれぞれ減少しました。

それでは、記載の順に、それぞれの内容について説明いたします。

目1 総務債 節1 庁舎整備事業債は、庁舎本館の非常用自家発電設備改修に係る事業債であります。

目2 民生債 節1 社会福祉施設等整備事業債は、和邇保育園及び唐崎保育園の耐震改修に係る事業債であります。

目3 衛生債 節1 水道事業会計出資債は浄水場、配水池などの基幹水道構造物の耐震化事業に対する出資債であり、節2 一般廃棄物処理事業債は、環境美化センター及び北部クリーンセンターの改築更新事業に係る事業債であります。

節3 斎場施設整備事業債は、志賀聖苑及び大津聖苑の整備に係る

事業債であり、節4 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、環境美化センター及び北部クリーンセンターの改築更新事業のうち、国庫補助事業の採択に伴う国土強靱化対策に係る事業債であります。

64 ページ下段から 65 ページにかけての

目4 農林水産業債では、節1 土地改良事業債は、田上地区における、ほ場整備の推進費に係る事業債であり、節2 ため池整備事業債は、国の補正予算を活用して滋賀県が施工する横在戸池及び下酢子池の整備負担金に係る事業債であります。

節3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、滋賀県が施工する千町新池及び下酢子池の整備の負担金に係る事業債であり、節4 緊急自然災害防止対策事業債は、真野普門三丁目、仰木町及び伊香立南庄町の水路やポンプの整備に係る事業債であります。

目5 商工債 節1 観光施設整備事業債は、旧竹林院及び公人屋敷の施設改修に係る事業債であります。

65 ページから 66 ページにかけての

目6 土木債では、節1 道路等整備事業債は、大石小田原町の市道幹2028号線をはじめとした、市道の新設改良や市道橋の補修など、地域の道路整備に係る事業債であり、節2 河川整備事業債は、国分川ほか護岸改修に係る事業債であり、節3 自然災害防止事業債は、長

等公園における法面補強や比叡平調整池における浚渫事業などに係る事業債で、節4 都市計画道路整備事業債は、都市計画道路3・4・50号桜かや線などの街路整備について、節5 公園整備事業債は、第79回国民スポーツ大会開催に向けた競技会場施設の整備やびわ湖大津館の空調設備などの改修に係る事業債であります。

目7 消防債 節1 消防施設整備事業債は、消防ポンプ自動車などの更新や中消防署移転新築事業に係る事業債であります。

目8 教育債 節1 義務教育施設整備事業債は、小中学校の長寿命化改良やトイレ改修などの学校施設の整備に係る事業債であり、節2 幼稚園施設整備事業債は、伊香立幼稚園及び真野北幼稚園の擁壁設置工事に係る事業債で、節3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、小中学校のトイレ改修等のうち、国庫補助事業の採択に伴う国土強靱化対策に係る事業債であります。

66 ページ下段から 67 ページにかけての

目9 災害復旧債 節1 公共土木施設災害復旧債は、令和4年4月から8月にかけての大雨などにより被災損傷した道路等の復旧に係る事業債であります。

目10 臨時財政対策債は、普通交付税の振替措置として発行したもので、後年度の元利償還金相当額が地方交付税の算定の際に、基準財

政需要額に算入されるものであります。

なお、市債の借入先及び条件をあわせて記載しておりまして、それぞれの利率は、借入に係る期間並びに金額に応じて異なっており、0.07%から1.2%となっております。

以上が、歳入であります。

続きまして、「歳出の部」について、ご説明いたします。

68 ページをお願いいたします。

款1 議会費、項1 議会費、目1 議会費であります。

2の政務活動費は、66%の執行率となっております。

3の議会運営費は、市議会会議録作成業務委託料、おおつ市議会だより発行経費及び広報広聴ビジョンアクションプランに基づく経費、議場放送設備機器に係る経費、議会ICT化に伴い導入したタブレット端末及び会議システムに係る経費、議会図書室充実整備事業に係る経費などであります。

69 ページをお願いいたします。

款2 総務費 項1 総務管理費 目1 一般管理費であります。

2の訴訟事務費は、2名の顧問弁護士に対する顧問料や、その他訴訟に係る弁護士報酬等であります。

3のコンプライアンス推進事業費は、公正職務審査委員会、行政不服

審査会の開催等の経費であります。

4 の平和啓発推進事業費は、恒久平和推進事業に係る経費であります。

5の行政改革推進費のうち、

(1)の行政改革推進事業費は、行政改革推進委員会の開催経費等で、

(2)の公共施設マネジメント推進事業費は、公共施設マネジメント推進委員会の開催経費及び公共施設マネジメントシステムに係る利用料等であります。

7 の一般行政推進事業費のうち、

(4)の電子入札システム事業費は、「電子入札システム」の利用料等で、

(5)の一般供用物等管理費は、契約検査課の庁内備品購入費等で、

(6)のその他推進費のうち、総務部に係るものは、総務課及び契約検査課の事務経費であります。

69 ページ下段から 70 ページにかけての

目2 会計管理費は、金融機関への市税等収納事務取扱手数料などの出納事務経費及び出納事務に関する人材派遣に係る委託料であります。

72 ページをお願いいたします。

目7 文書費は、2から4までが総務課の事業であり、公報や例規集の発行、文書の印刷・郵送等に関する経費であります。

目8 公平委員会費は、公平委員3名の報酬、その他の事務経費であります。

目9 総合防災費でありますが、

2の地域防災計画事業費は、防災マップシステムの保守や防災カルテの更新業務に関する経費などであります。

3の防災活動事業費は、備蓄用品の購入に係る経費や、総合防災訓練に係る経費などあります。

4の防災設備整備事業費は、防災行政無線の保守管理や総合防災情報システム運用に関する経費、また若葉台公園における防災倉庫の新築工事費などあります。

5の危機管理関係事業費は、Jアラートの保守管理、Jアラート自動連携に伴うメール配信サービス使用料などに係る経費であります。

72 ページ下段から 73 ページにかけての

目10 人事管理費でありますが、

2の共済費は、特別会計を除いた滋賀県市町村職員共済組合員に係る共済組合費、会計年度任用職員及び再任用職員の社会保険料、雇用保険料や、地方公共団体等に代わって公務災害に係る補償業務を行う

「地方公務員災害補償基金」に対する負担金などであり、

3の負担金は、会計年度任用職員が任意で加入する(一財)大津市勤労者互助会の会費負担金等です。

4の職員退職手当金は、令和4年度における定年、早期、普通退職等に係る手当金で、前年度に比べ、退職者数が減少したため、約2億5,166万円減の12億6,899万円余りとなりました。

5の職員採用試験関係経費は、試験問題作成等の委託料や試験会場の借上げの経費であり、

6の職員福利厚生負担金は、大津市職員互助会事業の相互負担事業における市負担分であります。

7の職員被服貸与費は、職員への被服貸与の経費であり、

8の労働安全衛生事業費は、全職員を対象とした健康診断等の委託料をはじめ、薬品、事務用消耗品、新型コロナウイルス感染防止対策のための衛生用品等の購入に係る経費であります。

9の人事管理システム関係経費は、システムのリース経費及び保守点検の委託料であり、

10の内部情報システム関係経費は、庶務事務や給与システムに係るリース料であります。

11のテレワークライセンス関係経費は、在宅勤務環境整備に伴うテ

レワークライセンスの使用料であります。

12 の端末管理システム関係経費は、システムサポート業務委託料並びにシステム及び物品のリース料であります。

13 のライフプラン事業費は、ライフプランセミナーや講師派遣等の事業に対する負担金であり、

14 の特定健康診査等負担金は、滋賀県市町村職員共済組合の組合員及び被扶養者を対象としたメタボリックシンドロームに対応した検査等に対する負担金であります。

15 の退職手当基金積立金は、基金の運用による利子収入を基金に積み立てたものであります。

16 の当直業務委託は、守衛室での当直業務に係る委託料であります。

17 の職員研修費は、内部の階層別研修や特別研修に係る講師経費及び旅費、外部研修への職員派遣に係る経費、滋賀県市町村職員研修センターの運営等に係る負担金等であります。

18 のその他人事管理経費は、滋賀県東京本部等への派遣職員の職員宿舍使用料や、民間事業者出向社員受入事業による JR 西日本への負担金などあります。

目11 財政管理費は、財政アドバイザーの活動経費のほか、新地方

公会計制度に基づく連結財務書類の作成に係る支援業務費等であり
ます。

73 ページ下段から 74 ページにかけての

目12 財産管理費ですが、

2の市有車両関係費は、交通安全対策及び管財課所管の自動車等の
維持管理に係る経費であります。

3の財産管理費は、市有財産の維持管理と市有地売却に係る測量調
査等の経費であります。

4の庁舎管理事業費は、庁舎設備等の維持管理や保守、庁舎の改修
工事、施設維持補修、光熱水費等に係る経費、

5の庁舎大規模改修事業費は、本館非常用自家発電設備改修工事等
に係る経費、

6 の庁舎適正化改修事業費は、庁舎内の建築基準法不適合箇所を
適正化する改修工事に係る経費、

7のマイクロバス運行及び管理費は、管財課所管のマイクロバスの管
理に係る経費であります。

8の庁舎整備検討事業費は、庁舎整備基本構想策定支援業務等に係
る経費であります。

目13 土地開発基金費及び目15 庁舎整備基金費、74 ページから

75 ページにかけての目17 財政調整基金費、目18 公共施設等整備基金費は、将来の財政需要に備えた積み立てや基金の運用利息の積み立てなどであります。

目19 自治振興費につきまして、

総務部所管は 75 ページ下段をお願いいたします。

10の公共事業等報償費は、関津自治会などに対し、村中名義の財産会計からの寄附金を原資に、自治会の運営事業等に支出を行ったものであります。

81 ページをお願いいたします。

項2 徴税费についてであります、

目1 税務総務費は、税3課の職員の人件費と一般事務経費であります。

目2 賦課費は、主に市民税、固定資産税、軽自動車税の課税に係る経費であり、

1の賦課事務費は、納税通知書などの郵送料やパソコン、サーバの賃借料等の経費で、

2の賦課計算等委託経費は、個人・市県民税及び軽自動車税賦課業務、固定資産評価支援業務等の委託料であります。

3の各種協議会等分担金は、エルタックス運用に伴う地方税共同機

構への負担金等で、

4の税情報システムオンライン経費は、市税業務システムの賃借料、保守料等の経費であります。

目3 徴収費は、市税の徴収に係る経費であり、

1の市税徴収事務経費は、市税徴収に係る督促状、催告書などの印刷費や郵送料等の経費で、

2の市税徴収事務収納システム運用経費は、徴収事務に係るシステムの保守の委託料等で、

82 ページの3の過誤納金還付金は、主に法人市民税の過年度還付金及び個人市県民税並びに固定資産税過年度還付金であります。

83 ページをお願いいたします。

項4 選挙費は、選挙管理委員会の委員及び職員の人件費、選挙啓発推進に係る経費、並びに令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙、滋賀県知事選挙及び滋賀県議会議員補欠選挙の執行に伴う経費、令和5年4月執行の統一地方選挙の準備に伴う経費であります。

83 ページ下段から 84 ページにかけての

項6 監査委員費 目1 監査委員費は、4名の監査委員及び事務局職員の人件費並びに、監査、検査、決算審査等の執行に伴う経費であります。

目2 外部監査費は、包括外部監査契約に基づく経費であります。

90 ページ下段をお願いいたします。

款3 民生費 項1 社会福祉費 目6 国民健康保険事業特別会計
繰出金は、保険基盤安定制度や職員給与費等について、収益を安定させるために繰り出したものであります。

目7 介護保険事業特別会計繰出金は、介護給付費、職員給与費等について、定められた負担割合に基づき繰り出したものです。

目8 後期高齢者医療事業特別会計繰出金は、保険基盤安定制度や事業運営費等に対して、ルールにより繰り出したものであります。

96 ページ下段をお願いいたします。

項2 児童福祉費 目8 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計
繰出金は、貸付金や事務費について、ルールにより繰り出したものであります。

103 ページ中段をお願いいたします。

款4 衛生費 項1 保健衛生費 目9 水道・ガス事業会計繰出金は、市が負担すべき簡易水道の建設改良等に伴う企業債元利償還金や基幹水道構造物の耐震化事業経費等に対し、ルールにより、繰り出したもの及びガス事業への繰り出しであります。

114 ページの中段をお願いいたします。

款7 商工費 項1 商工費 目2 卸売市場事業特別会計繰出金は公設地方卸売市場の管理運営経費等に対し、繰り出したものであります。

125 ページ中段をお願いします。

款8 土木費 項4 都市計画費 目6 下水道事業会計繰出金は、雨水や汚水事業に対する一定の負担ルールを踏まえながら、所要額を繰り出したものであります。

130 ページをお願いします。

款10 教育費 項1 教育総務費 目5 教育振興費のうち、

10の私学振興対策費は、記載の私立学校等に対し、私立学校振興助成法の規定等に基づき、教育環境の整備等を図ることを目的として、教育経費の一部を補助したものであります。

139 ページ上段をお願いいたします。

項6 保健体育費 目3 学校給食事業特別会計繰出金は、共同調理場の管理運営経費や副食の調理加工費などに対する繰り出しであります。

140 ページをお願いいたします。

款12 公債費については、

借入利率の低下により、利子が減少した一方、過去に発行した市債

の定時償還において、元金償還が始まったことなどにより、元金償還金が増加した結果、約 3 億 2,964 万円増加し、約 106 億 8,235 万円となりました。

なお、償還先別の内訳は、表に記載のとおりです。

恐れ入りますが、はじめの方に戻っていただき、8 ページをお願いいたします。

令和4年度末における市債目的別現在高ですが、表の合計欄のとおり、前年度に比べ、約 15 億 619 万円減少し、約 1,259 億 7,294 万円となりました。

事業債である総務債から災害復旧債までについて、昨年度末と比較しますと、主に土木債で約 11 億 1,805 万円、教育債で約 5 億 7,319 万円それぞれ減少した一方で、衛生債はごみ処理施設改築更新事業に伴い、約 22 億 4,813 万円、消防債は、中消防署移転新築事業に伴い、3 億 7,647 万円、それぞれ増加となり、全ての事業債の残高としては、前年度より約 3 億 2,822 万円増加し、約 649 億 9,716 万円となりました。

今後も、将来の公共施設の適切な維持・管理に伴う大規模改修等が控えておりますが、市債発行にあたっては、健全財政の堅持に向けて、さらなる適正化に努めてまいります。

最後になりますが、13 ページをお願いいたします。

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化の用途について、でございます。

消費税率は平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられ、令和元年10月1日には、さらに、8%から10%に引き上げられました。これらの税率の引き上げに伴う令和4年度の地方消費税交付金の増収分は約44億 4,746 万円となり、社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に充てる趣旨を踏まえ、表に記載した事業費に充当し、各制度の維持・安定化や支給対象者の増加における対応に適切に充てたものです。

以上で、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局に関する歳入・歳出決算の説明とさせていただきます。